平成２１年（フ）第８７４号
岡山市北区楢津1391番地１
債務者　小林　祐二
１　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０４号
岡山市南区藤田654番地42　清水コーポＥ105
債務者　中脇　雅生
１　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６４号
横浜市神奈川区片倉４丁目４番５号　牧島ビル302号
債務者　大下　勝弘
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６８号
釧路市花園町10番27号
債務者　尾坂　直美（旧姓深井）
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２０５号
栃木県栃木市吹上町549番地１
債務者　齋藤　智広
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２０７号
栃木県小山市大字中久喜290番地１
債務者　粂井　耿輔
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３５２号
愛知県豊橋市上野町字上原23番地の４　Ｃ－203
債務者　佐野美智子
１　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６９号
島根県益田市桂平町104番地７
債務者　野稲　徳之
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第８１号
島根県浜田市長浜町1098番地　メゾン香織103、住民票上の住所島根県益田市東町15番４号
債務者　神田　　実
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第２２１１２号
東京都大田区羽田１丁目17－１－201
債務者　島袋　清重
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１５２号
東京都世田谷区千歳台５丁目23－４－102
債務者　吉田　悦啓
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１６４号
神奈川県横浜市泉区中田北３丁目34―10
債務者　比嘉　睦子
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１７１号
東京都練馬区石神井台５丁目22―11　シティパレス石神井台Ⅰ－Ⅱ－107
債務者　重茂　邦衛
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１７２号
東京都板橋区徳丸３丁目41―22―403　中路方
債務者　岩永久美子
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１７３号
東京都北区十条仲原４丁目11―23
債務者　松本　　均
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１７５号
神奈川県座間市相模が丘１丁目40―20―305　藤和シティコープ相模が丘Ⅲ
債務者　市川　　薫（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部